

屋外広告物には適正な管理が必要です

○屋外広告物の安全点検をしていますか？

美しい屋外広告物も、時間の経過とともに老朽化し、放置したままにしておくと、強風などにより重大な落下事故が発生し、設置者（広告主）の責任が問われる場合があります。



札幌市屋外広告物条例では設置者（広告主）及び管理者に屋外広告物を良好な状態に保持する義務が課せられています。

外見は大丈夫そうでも、内部が腐食していることもあります。

○屋外広告物を掲出する際には許可が必要になることがあります

一定面積を超える屋外広告物は、原則として許可を受けなければ設置できません。許可を受けていない屋外広告物がある場合は、設置している区の土木部維持管理課（土木センター）で許可申請が必要ですので、裏面の問い合わせ先に相談してください。

定期的に点検を行い、安全管理に努めましょう！

○点検は裏面の点検項目を参考にしてください。

点検の結果により、必要に応じて補修、大規模改修、撤去をしてください。

屋外広告物の点検は高所での作業及び専門の知識・技能が必要で、危険が伴うこともあります。場合によっては専門の屋外広告業者に相談しましょう。

札幌市の屋外広告業登録業者は札幌市のホームページで確認できます。

<http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/kokoku/touroku.html>

又は

「札幌市屋外広告業登録一覧」で検索してください。

裏面もあります

点検項目 (参考)

区分	点検内容	異常	異常の内容	処理
基礎	1 上部構造の支えの傾斜、ぐらつき	有 無		済 未
支持部・取付部	1 鉄骨の錆発生、塗装の老朽化	有 無		済 未
	2 鉄骨接続部（溶接部・プレート）の腐食、変形	有 無		済 未
	3 鉄骨接続部（ボルト）のゆるみ、欠落	有 無		済 未
	4 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有 無		済 未
	5 ベース周辺、コーキングの老朽化、溶接部の劣化	有 無		済 未
	6 取付対象部（柱・壁・スラブ）取付部周辺の異常	有 無		済 未
広告板・文字	1 広告板面・文字等のひどい汚れ、変色、錆	有 無		済 未
	2 広告板面・文字等の破損、変形、ビス等の欠落	有 無		済 未
	3 枠組み部材の破損、ねじれ	有 無		済 未
電気設備	1 蛍光灯・照明灯・LEDの不点、ネオン管の不発光	有 無		済 未
	2 照明器具・LEDの取付部の破損、変形、錆、漏水	有 無		済 未
	3 ネオン管・サポート類の破損	有 無		済 未
	4 ネオントランス・その周辺の損傷、接続不良	有 無		済 未
	5 分電盤の腐食、破損	有 無		済 未
	6 電源配線経路の腐食、破損、漏電	有 無		済 未
	7 安全ブレーカー・タイムスイッチ等の劣化、損傷	有 無		済 未
	8 避雷針の突針部・導線固定部の腐食、損傷	有 無		済 未

※上記の点検項目は、許可を受けて設置している屋外広告物の許可期間満了後の継続許可申請に必要な「広告物等安全点検報告書」から抜粋したものです。

<屋外広告物許可申請についての問い合わせ先>

中央区土木部維持管理課	011-614-1800	(中)	北12条西23丁目
北区土木部維持管理課	011-771-4211	(北)	太平12条2丁目
東区土木部維持管理課	011-781-3521	(東)	北33条東18丁目
白石区土木部維持管理課	011-864-8125	(白)	本通14丁目南
厚別区土木部維持管理課	011-897-3800	(厚)	厚別町下野幌45の39
豊平区土木部維持管理課	011-851-1681	(豊)	西岡3条1丁目
清田区土木部維持管理課	011-888-2800	(清)	平岡2条4丁目
南区土木部維持管理課	011-581-3811	(南)	南31条西8丁目
西区土木部維持管理課	011-667-3201	(西)	西野290の10
手稲区土木部維持管理課	011-681-7411	(手)	曙5条5丁目

<札幌市屋外広告業登録業者についての問い合わせ先>

札幌市建設局総務部道路管理課 011-211-2452